

令和6年第3回定例会にあたり、千代田区議会自由民主党を代表して質問致します。

先ず、「1. 官製談合とあっせん収賄事件の対応と区政への影響について」お伺いします。

令和6年6月13日、区の元部長が官製談合防止法違反で有罪判決を受け、7月16日には元区議会議員にも同じく有罪判決が下されました。両者ともに上告はせず、判決が確定しております。これにより一連の捜査が終了した現在、官製談合とあっせん収賄事件に対する対応を改めて検証する必要があります。

区は令和6年1月29日にこれらの行為の原因を究明し、再発防止を目的とした調査と対策の検討を行うため、「千代田区入札不正行為に関する調査および再発防止対策検討委員会」を設置いたしました。また、令和6年2月7日には類似する行為の再発を防止するため、専門家の意見を聞く「千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設けました。

検討委員会は、7月24日（水）に「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書（案）」および「入札不正行為再発防止対策に係るアンケート調査結果報告書（案）」を首脳会議に提出いたしました。それを受け区長は7月31日に記者会見を開き、これらの報告書の概要を発表いたしました。報告書の詳細は区のホームページでも公開されております。

始めに再発防止対策検討委員会と再発防止対策有識者会議の中立性・公正性の検証のため、何点か質問します。

1. 元区議の公判で弁護士が「警察の捜査が昨年9月から始まっていた」と発言しておりますが、千代田区に対する警察の捜査はいつから始まったのでしょうか。
2. 区は昨年11月に内部調査を行なったと答弁しておりますが、警察の捜査時期と食い違いがあれば説明をお願いいたします。
3. 千代田区に捜査が入った後、誰がいつから捜査協力の指示を出したのでしょうか。

4. 内部調査に対応した弁護士はいつから関与しており、どなたでしょうか。対応した部署は、どこで どなたでしょうか。
5. その弁護士に対してはいつから どの目的でいくらの費用を支払いましたでしょうか。
6. 公正で中立な検討委員会に内部調査中の書類送検された本人、前政策経営部長がメンバーとして含まれておりました。
その後、メンバーが変更されましたが、当事者と判明したのはいつで、メンバーが変更されたのはいつでしょうか。
7. 4月4日に書類送検される当事者の政策経営部長は、検討委員会のメンバーとして2月7日選任されて、人事異動で3月31日まで警察の捜査を受けながら、検討委員会のメンバーとして対策を講じていた事を検討委員会の委員長（現副区長）の見解を聞かせてください。
その政策経営部長が区議会に説明を行って来ましたが、この対応は、隠蔽に当たりませんか。ご説明ください。
8. 職員に対する内部調査の開始時期や人事異動、処分手続きとの関連についてお示しください。6月5日に発表された職員2名と元職員2名に対する懲戒処分について、6月13日逮捕された元職員の判決があり、7月16日に逮捕された元区議判決があった。その結果を待たずして処分した理由か何ですか。
どのような議論が行なわれ処分を公表するに至ったのか、処分内容だけでなく、その経緯や過程についてお示しください。
9. 6月12日に千代田区災害対策管工事協力会の2社に対し、9か月の指名停止処分が発表されました。この処分に至るまでの経緯と経過についてお示しください。
10. そもそも、書類送検された当事者・政策経営部長が含まれた検討委員会が公正で公平と言えるのでしょうか。官製談合事件を調査する行政管理部長や契約課長が検討委員会の構成員になっていることも調査の中立性や公正性が疑われます。如何ですか。
11. 職員アンケート調査が令和6年2月19日から2月29日まで実施

されておりますが、弁護士によるヒアリングは令和6年1月29日から6月7日まで行われています。アンケート結果が出る前にヒアリングを行なうのは調査の趣旨と異なるのではないのでしょうか。すでに対象者を特定していたのではないのでしょうか。

12. ヒアリング調査を担当した野々上^{たかし}尚 弁護士と中村^{よしお}芳生 弁護士は、検討委員会により2月7日に選任されました。

しかし、野々上^{たかし}尚 弁護士とは1月29日に特命随意契約で600万円の契約が締結されております。この契約がどの時点で起案され、いつ意思決定がなされたかについての詳細な説明をお願いいたします。

13. 職員アンケート調査は2月19日から始まりましたが、その前の1月29日からヒアリング調査を始める事は、1月29日より前から対象者が特定されないとつじつまが合いません。説明してください。

14. ヒアリングはどの職員に対して、いつ何回行われ、その内容は何でしょうか。また、逮捕された元議員に対してのヒアリングは、どうだったのですか。

15. 検討委員会の委員長は副区長です。委員長により弁護士として談合事件に詳しい元検事や政府の委員経験者が依頼されております。どのような経緯でこの弁護士に依頼したのでしょうか。誰の紹介で選任されたのでしょうか。

16. 千代田区では検討委員会や有識者会議が設置される前から、調査を担当する弁護士が既に決まっておりました。その弁護士は法律の専門家であるものの、区に雇われているため、**依頼主**の利益を優先して考える可能性があります。そのため、この弁護士が「第三者」としての立場にあるかどうか問題視されます。法律の専門家であっても雇用関係にある以上、完全に独立した第三者とは言えません。区との利害関係者となりませんか。この点を説明してください。

17. この弁護士が有識者会議を主催し、結論を出した上で、検討委員会が報告書を発表いたしました。その報告書では内部主導の調査が

多く、調査過程や結果が十分に公開されていない点を指摘せざるを得ません。また、情報の隠蔽や恣意的な要素も見受けられます。そのため、この報告書に正当性があるかどうかについて疑問が生じており、これに対する説明を求めます。

18. さらにその報告書を基に作成された再発防止策には有効性があるのか疑問に思いますが、お答えください。

次に、入札不正行為再発防止対策に係るアンケート調査結果報告書の正確性の検証について、いくつかお伺いいたします。

1. アンケート調査の対象について
千代田区の入札不正行為に関する調査および再発防止対策検討委員会では、係長級以上の職員を対象にアンケート調査を実施しました。全職員にアンケートを実施しなかった理由は何でしょうか。結果が偏るのではないかと考えますが如何か。
2. 記名式アンケートの理由
なぜアンケートは記名式だったのでしょうか。記名式にすると回答が偏る可能性があります。無記名形式の選択肢を設けなかった理由は何でしょうか。
3. 秘密保持について
アンケートの回答内容の秘密保持はどのように保証されておりますか。
4. アンケート結果の公表について
アンケート結果の公表は要点のみに絞られていますが、誰が要約したのでしょうか。また、要約をした理由は何でしょうか。
5. 自由記述の取り扱い
兵庫県議会の文書問題調査特別委員会では、自由記述欄の回答を公開する際に、個人情報や不適切な表現をマスキングして公開しています。しかし、千代田区では原文が公開されていません。原文を公開せずに要約を行う理由が疑問です。如何か。
6. 回答内容の扱い

兵庫県議会では、アンケートの回答内容について「真偽は今後の調査で明らかにすべき」として、回答内容をそのまま事実と見なしていません。一方、千代田区ではアンケートの回答内容を事実として扱っているようです。この取り扱いが、公正公平と言えるかが問題ですが如何か。

7. 議員や議会との関わりについて

アンケートでは議員や議会との関わりについて質問しておりますが、特別職に関するアンケート調査が含まれておりません。その理由は何でしょうか。

8. 特別職に対してアンケート調査を実施しない理由は何でしょうか。

9. 職員アンケート調査は、不十分な結果が出ています。再度、精査してやり直す必要はありませんか。

区長・副区長・教育長を特別に扱うことが官製談合再発防止につながるかの検証について

現在、兵庫県知事のパワーハラスメント問題が注目されており、特別職をヒアリングやアンケートから除外する理由が見当たりません。

なぜ議員と特別職の関わりを調査しないのですか。特別扱いをする理由をお示しく下さい。

特別職は自治体運営の中心となっているため、特別な監視や透明性の向上が重要です。しかし、特別扱いが不適切に運用されると特権的な立場が強化され、不透明な権力行使や不正行為を助長するリスクがあります。再発防止には、透明性、説明責任、公平な監視体制が必要ですが、官製談合再発防止対策としてこれらの体制が整備されましたでしょうか。お答えください。

区長と副区長の給与減額について 令和6年7月10日(水)に「千代田区長及び副区長の給与の特例に関する条例」の議案が急施で提案されました。内容は、区長の給料を2割、第一順位副区長の給料を1割、それぞれ1か月の間減額するというものでした。この報酬減額は、いつ起案され、いつ意思決定されたのでしょうか。また、区長の給料を2割、副区長の給料を1割減額する根拠をご説明ください。

賞罰を区が説明なしに決めて、実行してしまうこと自体一方的であり、官製談合再発防止対策にはなりません、この点をご説明ください。

今回の官製談合事件について、特別職が元議員との関係を適切に整理することが、再発防止につながるのではないかと考えられます。元議員との関係が曖昧であると利害関係や癒着が生じ不正行為の温床となりやすいです。特別職がこうした関係を明確に整理し適切な距離を保つことで、公正な行政運営が確保され、今後の官製談合の再発を防ぐ一助になる可能性があります。

そのため、特別職と元議員の関係を透明にし、関与の範囲を明確にすることが重要です。この点についての見解を伺います。

最後に

2. 「7月16日に元区議有罪判決が終わった今、第三者委員会を設置し、再検証をやり直すべき」点について

区長の発言について 今年の1月31日の朝日新聞の報道によると区長は30日の記者会見で、副区長をトップとする再発防止委員会を立ち上げたと明らかにしました。そして、今後、有識者を交えた第三者委員会も設置する予定であると発言されましたが、この第三者委員会はいつ設置されるのでしょうか。具体的な時期をお答えください。

次に

「3. 公衆喫煙所について」質問します。

平成14年10月、全国で初めての罰則つき路上喫煙禁止条例である活環境条例が施行され、その後、健康増進法及び東京都受動喫煙条例の改正がなされ、たばこは限られた喫煙所においてしか吸うことができなくなりました。条例施行後22年経ち、計画的に分散型喫煙所の設置目標を掲げ令和6年度中には100か所の分散型喫煙所を設置するという計画でした。しかし、改定された第4次基本構想の下では長期計画がないので目標は示されておらず、当面はこの100か所が目標となります。ところが令和5年度の決算額は特別区たばこ税約38億円と、予算より9億円も増加しました。

今年度予算は増加を見込んで 38 億円となっております。たばこ税が急増した分喫煙所が追いついていないと言っても過言ではありません。また、加熱式たばこは今まで罰則の適用がありませんでしたが、11 月より紙巻きたばこ同様に 2,000 円の過料が徴収されます。加熱式たばこの喫煙者も喫煙所を利用しなくてはならず、喫煙所不足が深刻化する可能性があります。

ここで 4 点、質問します。

1. 喫煙所の設置数実態と課題・運営上の対策についてお伺いいたします。
分散型喫煙所設置数は、現状いくつまで設置出来ているのでしょうか。目標数の 100 カ所は達成できているのでしょうか。もし、出来ていないならば、その理由と課題はどのように解消するつもりですか。
既存の喫煙所で運営上の問題がある場合、その対応策も教えてください。
次に小中学校通学路上の喫煙所による児童生徒への受動喫煙による健康被害等が保護者から聞かれます。通学路のため、喫煙所を避けて通るわけにはいきません。毎日、通学時間に喫煙者が喫煙所を出入りするときに、必然的に児童生徒は受動喫煙による健康被害に遭遇いたします。通学路に存在する喫煙所の数は把握していますか。教育委員会は、児童生徒の受動喫煙についての影響をどのように考えておられますか。
既存の喫煙所への対策と新設時の対策を分けて対応しなくてはなりません。併せて、お答えください。
2. 加熱式たばこ喫煙者過料徴収による喫煙所不足についてお伺いいたします。
2,000 円の過料徴収による喫煙所への影響は、試算されていますか。また、特別たばこ税が 9 億円 32%増額になれば、当然喫煙者は増えます。
この 2 つの要因でどれくらいの喫煙所を設置しなくてはならないと試算していますか。追加の喫煙所設置予定と、現在の対応策をお答えください。
3. 新たな喫煙所設置の見通し等についてお伺いいたします。
現状の本区の公衆喫煙所設置助成制は、設置費用 700 万円、維持管理費は年間 264 万円を助成するという大変充実した制度ですが、現金助成だけではもう限界かも知れません。そこで、令和 5 年第 3 回定例会で私が指摘したバス車両等を用いた巡回型の喫煙車を区内に走

らせ、煙者の多いエリアのコインパーキングに一定時間駐車するというような攻めの施策の進捗状況を教えてください。

4. 新しい喫煙所の積極的な設置についてお伺いいたします。
先日、秋葉原の建物の1階に公衆喫煙所が設置されました。
月曜から金曜の9:00-17:00 で一般開放されています。このように新築される建物の進出計画時からまちづくり部と連携して地域貢献の一つとして協力要請を行なっては如何でしょうか。
また、商店街振興のために歩道に完全密閉型公衆電話 BOX 型スポット喫煙所を設置する等、最新式の喫煙所の検討を初めては如何でしょうか。ご見解は如何ですか。

路上喫煙禁止条例を全国に先駆けて施行した本区において、喫煙者と非喫煙者が児童生徒とも共存出来るような喫煙所の確保に向けた具体的なお考えをお聞かせください。

最後に 4. 「再開発事業の計画検討における留意事項について」お伺いします。

再開発計画が進まず、もう 10 年もやっております。市街地再開発準備組合の役員の方々から「早く」との声をよく聞きます。

顧みますとそもそも再開発事業は、計画段階での準備が成功の大きな力ギを握っております。再開発に夢があり、知恵があり、地域の理解を得やすくするため再開発事業の計画検討における留意事項について 4 点質問いたします。

1. 模型作成による区民等への分かりやすい伝達

再開発事業の都市計画提案時には、模型を使用して区民に分かりやすく説明することが重要です。事業者には模型作成を義務付け、1/200 のスケールで作成するようにいたしましょう。一定のエリアの模型を作成し、開発部分を随時更新することで、開発後のまちのイメージをきちんと共有できるようにしていただきたく存じます。

2. 育成用途機能における医療関連施設の導入

再開発事業の育成用途部分には地域課題に即した柔軟な用途設定が必要です。保育施設の導入も重要ですが、地域の医療ニーズに応じて老人施設なども検討し、周辺の病院と医療連携できる老人施設を入れるなど地域課題を解決するための有効な用途選定を進めていただきたく存じます。

3. 再開発事業計画検討において工夫すべきこと

皇居が存する千代田区という立地上、高質な空間が求められます。開発後の歩道を潤い空間にする工夫、地域資源や地域特性を生かした画一的ではない客観性をもった計画提案とするため以下の点の工夫が必要と言えます。

① 潤いある歩道空間の創出

高幅員の歩道が整備されても無機質な空間となっていることが多く、人が居心地よく歩いたり、足を止めることのできるような潤いある空間が形成されておりません。樹木やベンチの配置、木製品の設置などで、もっと居心地の良い潤いのある空間を作るように心掛けていただきたく存じます。

② 地域特性を生かした独自性のある計画立案

計画が画一的にならないように地域の良さを取り入れた計画が必要です。事業者の単一的な検討に留まらず、コンペを実施して客観的な提案を取り入れるなどの対応を考えていただきたく存じます。

③ 建築物への木材の積極的な活用

皇居があり、高質な空間創出が求められる千代田区における建物のファサードのあり方については、木材を積極的に活用する等の対応を検討すべきと存じます。

5. まちづくり関連の説明会開催時の工夫について

再開発事業に伴ない、都市計画の手続きが必要となる際、説明者は区ではありませんが、参加者の関心は事業そのものにあるため事業者も同席させて、参加者の質問にその場できちんと答えられる体制を構築したうえで実施すべきであります。

開発に伴う地区計画変更の説明会では、大部分の参加者は開発そのものの効果や環境影響といった事項に関心があるので、事業者も同席させ事業関連の事項もその場できちんと回答できるような体制で臨むべきです。また、オープンハウスについては、そもそも、説明が不十分になりがちなのであまり好ましい手段ではないと考えている。仮に実施するにしても概要が把握できる説明ビデオの上映や模型の設置などもっと参加者が分かりやすい手段を用いるのが良いと考える次第であります。

以上、区長、教育長はじめ、関係理事者の明快な答弁を求め質問といたします。

再質問 そもそも、第三者委員会と有識者会議は、根本的に大きく違います。

第三者委員会は組織の不祥事を調査し、信頼回復を目

的とする独立した外部の専門家によって構成され、公正で客観的な調査を行い透明性と中立性を確保します。

有識者会議は特定の専門分野における知識や経験を持つ有識者が集まり、政策や方針について助言を行うための会議です。具体的な調査よりも、意見交換や提言が主な役割です。不祥事に対応する場合、

有識者会議では、内部関係者が関与している場合、組織のイメージや関係者の利益を守るために隠蔽や甘い処分が行われるリスクがあります。これに対し、第三者委員会は外部の目で厳格に調査を行うため、隠蔽や不正な処分を防ぎ、問題の本質に迫れます。

区長は、記者会見で第三者委員会も設置する予定であると発言されました。なぜどこで方針が変わったのですか。お答えください。